

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

○ 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。

○ 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

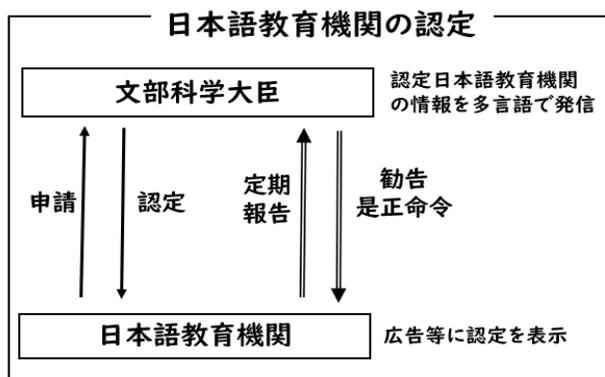
※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。【第十七条関係】

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



協議

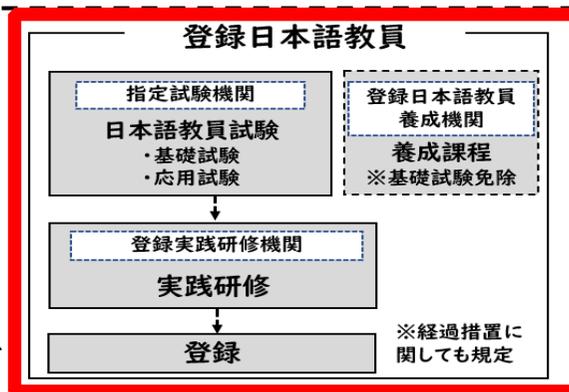
法務大臣

※認定基準(省令)の協議

協力

法務大臣その他
関係行政機関の長

※認定機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため、相互に連携を図りながら協力



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

登録日本語教員の資格取得ルート

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語
教員養成機関の登録を受けた
機関で課程を修了する方※

- ・大学等 (26単位～)
- ・専門学校等 (420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の
登録を受けた機関で
課程を修了する方※

- ・大学等 (25単位～)
- ・専門学校等 (375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

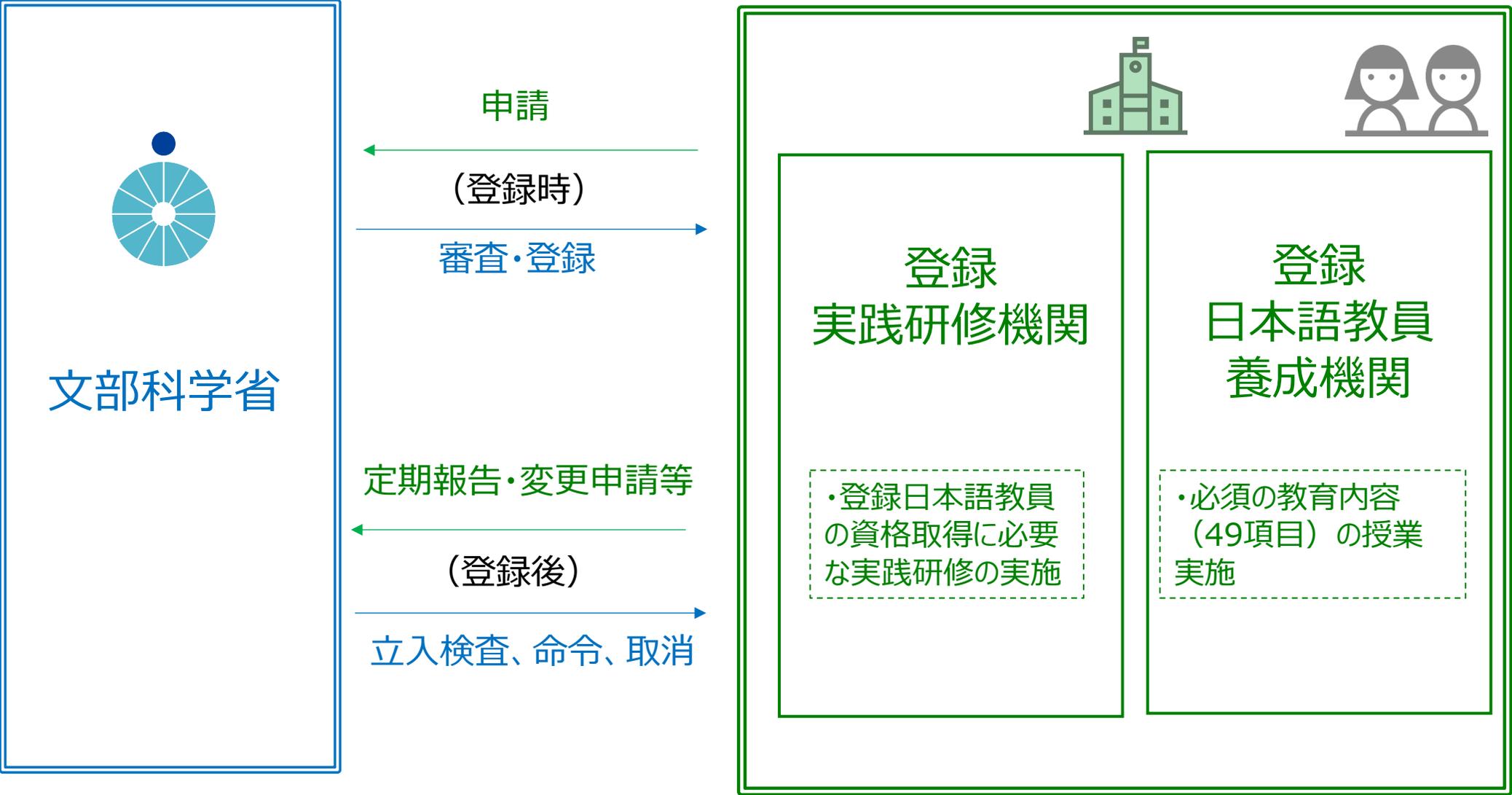
実践研修

@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関制度の概要



登録日本語教員養成機関について

- 登録日本語教員養成機関とは
 - ・文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関において日本語教員養成課程を実施する。
 - ・日本語教師としての基盤となる「日本語教師【養成】に求められる資質・能力（①知識、②技能、③態度）」の育成を目的とする。
 - ・「養成課程コアカリキュラム」は認定日本語教育機関で働く登録日本語教員となる者にとって、最低限学んでおくべき内容を示しており、同カリキュラムに示された「必須の教育内容」の49項目を網羅的に学修する教育課程であることが求められる。
 - ・高度な専門性と知見を有する教授者が配置されていることが求められる。
 - ・養成課程の授業時間は375単位時間以上（1単位時間は45分以上。大学の単位の場合は25単位以上。）。
 - ・登録日本語教員養成課程を修了した場合は、「日本語教員試験」の基礎試験が免除となる。



要件を満たせば通信による実施も可能

- 「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」において示された日本語教師【養成】における教育内容

3領域	5区分	必須の教育内容
社会・文化 教育	社会・文化・地域	(1)世界と日本の社会と文化、(2)日本の在留外国人施策、(3)多文化共生、(4)日本語教育史、(5)言語政策、(6)日本語の試験、(7)世界と日本の日本語教育事情
	言語と社会	(8)社会言語学、(9)言語政策と「ことば」、(10)コミュニケーションストラテジー、(11)待遇・敬意表現、(12)言語・非言語行動、(13)多文化・多言語主義
	言語と心理	(14)談話理解、(15)言語学習、(16)習得過程、(17)学習ストラテジー、(18)異文化受容・適応、(19)日本語の学習・教育の情意的側面
	言語と教育	(20)日本語教師の資質・能力、(21)日本語教育プログラムの理解と実践、(22)教室・言語環境の設定、(23)コースデザイン、(24)教授法、(25)教材分析・作成・開発、(26)評価法、(27)授業計画、(28)教育実習、(29)中間言語分析、(30)授業分析・自己点検能力、(31)目的・対象別日本語教育法、(32)異文化間教育、(33)異文化コミュニケーション、(34)コミュニケーション教育、(35)日本語教育とICT、(36)著作権 ※(28)は養成課程ではなく実践研修で実施されるため、養成課程は全49項目となる。
言語	言語	(37)一般言語学、(38)対照言語学、(39)日本語教育のための日本語分析、(40)日本語教育のための音韻・音声体系、(41)日本語教育のための文字と表記、(42)日本語教育のための形態・語彙体系、(43)日本語教育のための文法体系、(44)日本語教育のための意味体系、(45)日本語教育のための語用論的規範、(46)受容・理解能力、(47)言語運用能力、(48)社会文化能力、(49)対人関係能力、(50)異文化調整能力

登録実践研修機関について

●登録実践研修機関とは

- ・文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関において実践研修を実施する。
- ・実践研修では「実践研修コアカリキュラム」等で示された①オリエンテーション、②授業見学、③授業準備、④模擬授業、⑤教壇実習、⑥振り返りを全て含む45単位時間（1単位時間は45分以上。大学の場合は1単位以上。）以上の教育プログラムを実施する。
- ・登録実践研修機関は、教壇実習を行う実習先を選定し、要件を満たした指導者を確保した上で、所定の教育プログラムを適切に実施することが求められる。



●実践研修の流れ（6つの学習項目と到達目標）

